

6月10日本会議再開（第4日目）

1. 出席議員 13名

1 番議員	中 嶋 登 君	8 番議員	玉 川 清 史 君
2 〃	大日向 進 也 君	9 〃	山 城 峻 一 君
3 〃	塚 田 舞 君	10 〃	祢 津 明 子 君
4 〃	水 出 康 成 君	11 〃	朝 倉 国 勝 君
5 〃	宮 入 健 誠 君	12 〃	滝 沢 幸 映 君
6 〃	中 村 忠 靖 君	13 〃	大 森 茂 彦 君
7 〃	星 哲 夫 君		

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	臼 井 洋 一 君
教 育 長	塚 田 常 昭 君
総 務 課 長	竹 内 祐 一 君
企 画 政 策 課 長	長 崎 麻 子 君
会 計 管 理 者	竹 内 優 子 君
住 民 環 境 課 長	山 下 昌 律 君
福 祉 健 康 課 長	鳴 海 聡 子 君
商 工 農 林 課 長	北 村 一 朗 君
建 設 課 長	高 橋 卓 也 君
教 育 文 化 課 長	細 田 美 香 君
収 納 対 策 推 進 幹	川 島 徳 夫 君
ウェルビーイング推進室長	宮 嶋 和 博 君
D X 推 進 室 長	瀬 下 幸 二 君
総 務 課 長 補 佐	宮 下 佑 耶 君
総 務 係 長	
総 務 課 長 補 佐	坂 本 幸 君
財 政 係 長	
企 画 政 策 課 長 補 佐	宮 原 卓 君
企 画 調 整 係 長	
保 健 セ ン タ ー 所 長	依 田 文 子 君
子 ど も 支 援 室 長	橋 本 直 紀 君

4. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	大 橋 勉 君
議 会 書 記	井 上 敬 子 君

5. 開 議 午前 9時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|---------------------|------------|
| (1) 教材の備品化に向けてほか | 大 森 茂 彦 議員 |
| (2) リサイクルによるごみ減量化ほか | 大日向 進 也 議員 |
| (3) 手話言語条例について | 山 城 峻 一 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（中嶋君） おはようございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（中嶋君） 最初に、13番 大森茂彦議員の質問を許します。

13番（大森君） おはようございます。議長の発言の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

1、教材の備品化に向けて、文科省は令和7年6月25日付けで、学校における補助教材及び学用品等に係る負担軽減についての通知を発出しました。

主な内容は、学校における補助教材及び通学用服の学用品等の購入については、保護者等の経済的負担が過重なものにならないよう、留意してほしい。このたび、現下の物価高により、影響を受ける家計の負担軽減が一層重要となっていることも踏まえて各教育委員会等が工夫をしている事例を整理したので、参考にしてほしい。また、既に補助教材費及び学用品にかかる保護者等の負担軽減の取組を実施している教育委員会においては、現在実施している予算措置以外の取組や工夫について、ホームまで情報提供をお願いしたい。このように文科省は全国の教育委員会に事例の提供を求めています。

こうした文科省の取組について、町の見解をお尋ねいたします。

伊といたしまして、保護者負担の内容は。

日本国憲法第26条第2項は、義務教育は、これを無償とすると規定しています。義務教育における教材費等の保護者負担について、町の見解をお尋ねいたします。

ロといたしまして、教材費の備品化は、についてであります。

1、今年度の当初予算の教材用備品費では、南条小学校で38万4千円、坂城小学校で15万6千円、村上小学校で28万3千円、坂城中学校で87万8千円を計上しております。

それぞれ何を整備するのかお尋ねいたします。

2つ目に、3小学校での教材を備品化しているのはそれぞれどんなものがあるのか御答弁願いたいと思います。

以上、1回目の質問といたします。

教育長（塚田君） 1、教材の備品化に向けてのご質問に、順次お答えいたします。

初めに、イのご質問として、義務教育における保護者負担の見解についてお答えいたします。

先ほど議員からお話がありましたように、日本国憲法第26条第2項におきましては、義務教育はこれを無償とすると規定されており、義務教育段階における子育て世帯の経済的負担を軽減し、全ての子どもたちに等しく質の高い教育機会を保障することは教育行政における一貫した基本方針であると認識しております。また、義務教育の無償化の範囲につきましては、国の指針や最高裁判所の判例におきましても、授業料を徴収しないことと解されており、教科書については国の制度によって無償給付されておりますが、授業で使用する各種教材費や学用品費、給食費といったその他諸経費につきましては、受益者負担の原則に基づき、原則として保護者の皆様にご負担をいただく運用が全国的に定着しております。

本町におきましては、長野県教育委員会で定める学校徴収金の基本的な考え方を参考に、学校の管理運営及び教育活動に関する経費のうち、学校共通の維持に必要な経費は公費負担とし、授業等で作成した成果物・作品や授業等に用いる購入品が個人に帰属する場合等、その直接的利益が児童生徒に還元されるものに関する経費は個人に負担を求めるものとしております。例えばノートや鉛筆などの文房具、さらに鍵盤ハーモニカやリコーダーなど児童生徒が個人の学習活動において直接占有し、使用に伴って摩耗・消費、あるいは卒業後も個人に帰属する性質の個人に属する消耗品的なものにつきましては、原則として私費、保護者の皆様による個人購入をお願いしている状況であります。しかしながら、義務教育において、家庭の経済状況が子どもの学びの格差につながることはあってはならず、保護者の皆様の負担を少しでも和らげるため、経済的な理由により就学が困難な状況にある世帯の児童生徒に対しましては、就学援助制度などといった公的扶助を適切に適用し、学用品費等の援助を行うことでセーフティネットの構築と教育の機会の均等に万全を期しております。

続いて、ロの教材の備品化についてのご質問にお答えします。

今年度の当初予算における教材用備品費の内容であります。学校において、児童生徒が共同で利用し各教科の指導効果を最大限に高めるための共通備品の購入を予定しております。南条小学校では、国の理科教育振興事業の補助対象となる理科教材備品のほか、体育授業の充実を図るため逆上がり補助板やミニハードル及び児童の安全な運動を支える低学年用跳び箱の購入費用であります。坂城小学校におきましては、同じく国の補助金を活用し観察用の水槽用LED照明灯や外部式フィルター、高度な観察に対応する双眼実体顕微鏡など専門的な理科教具の購入費用であります。村上小学校におきましても、国の補助金を活用し児童用の昆虫標本や化石標本、電気

の実験等で使用する直流電流計などのほか、家庭科授業のためのミシン及び書写指導で視覚的な理解を深めるための書写水書版の購入費用であります。坂城中学校におきましても、国の補助金により生物顕微鏡や4 Kビジュアルプレゼンターのほか、数学科での空間認識等の指導に用いる図形学習教具フレームワークセット、家庭科室の電子直線ミシンなどを購入し、各学校におけるニーズに即した多種多様な教材用備品を幅広く準備する予定であり、ただいま準備を進めている状況であります。

次に、小学校で使用する個人教材の学校備品化についてのご質問であります。最終的にその成果物や購入品が児童生徒に帰属するものにつきましては、個人負担との考えから、算数セットや裁縫セットにつきましては、原則として保護者の皆様に購入をお願いし、学校の備品ではなく個人所有としております。学校備品としましては、先ほどの各学校で購入するとした顕微鏡やミシンなど、児童生徒が共有できるものを中心に整備しております。また、直近ではGIGAスクール構想に基づき、児童生徒に整備されたクロームブックをはじめとする1人1台の学習用端末本体につきましては、全て学校備品として公費により適切な整備と管理を行い、保護者の皆様に金銭的な負担をかけることなく日々の学習に活用しております。しかしながら、保護者の皆様の初期費用の負担軽減や限りある資源を大切にす循環型社会の意識を学校教育の中で育むという観点から、これらの個人用教材の在り方については一歩踏み込んだ見直しが始まっております。村上小学校におきましては、卒業生の家庭に対し、使わなくなった算数セットの提供を呼びかける回収活動を開始いたしました。この取組により、集まった算数セットの中から、状態が良くまだ授業で十分活用できるものを丁寧に選別・清掃し、今年度の新入生に対してリサイクル品として再利用・支給するという環境にも家庭の経済にも優しい、温かい活動が進められております。今後も各学校と緊密な連携を保ちつつ、子どもたちにとって最適な学習環境の確保と、保護者の皆様が安心して子育てができる負担軽減策の双方を見据え、創意工夫を凝らした教材整備に努めてまいりたいと考えております。

13番（大森君） 義務教育はこれを無償とするということでもありますけれども、教育基本法においては、授業料は徴収しないということが大原則になっていますけれども、しかし、今、国のほうでは高校の授業料を無償化にしていくという方向が動いております。当然、義務教育ですので、なおさらこれは今後進められていく中身であります。ぜひ、これは今後も授業料の無償化を進む中で、やはりこれは教材等についてもしっかりとやっていく必要があるかというふうに思います。

それで、教材費の備品化の点でございますけど、村上小学校では、これまで残って使わなくなった算数セットを回収されて、そうしたリサイクル品として次の方にお渡ししていくということになっていますけれども、やはりこれまで教材というのは長年保護者負担でありまして、今もそうです。平成23年の新しい学習指導要領が全面実践するにあたり、各教科で多くの学習内容が増えました。このときは供用備品が主としていましたけれども、それほど保護者負担増にはなり

ませんでした。令和2年から11年度の指針では、令和7年の教材整備関係の地方交付税負担措置が800億円計上されております。それでお伺いするんですが、こういうこの町に対して地方交付税はいったいどのぐらい交付されているのか、文科省が求めている保護者負担軽減についてしっかりと対応すべきと思うんですが、それについて、この点はどのようにお考えになっているのかお伺いいたします。

議長（中嶋君） 大変すみません、今、町側もいろいろ検討している中で、交付税に関しては通告になかったような気がするということなんですが、そういうことで大森議員、よろしゅうございますか。

13番（大森君） 通告の範囲は。教材購入する費用は国が出しているわけですね。では、通告はどこまでの、一字一句やらなければ答弁いただけないということですか。今調べられなければしゃべれないという答弁でいいのではないですか。私、そういうふう思うんですが、議長それについては。

議長（中嶋君） ちょっとお待ちください。

13番（大森君） 取り計らってください。

議長（中嶋君） 大変ちょっと手間取っておりますが、ここで議事整理のため、暫時休憩を行います。

（休憩 午前 9時17分～再開 午前 9時20分）

議長（中嶋君） 再開いたします。

皆さんにちょっとご迷惑をおかけして申し訳ございませんでした。

13番（大森君） 令和7年度の教材整備関係の地方交付税額は約800億円が計上されております。坂城町においても、これを活用されて保護者軽減にぜひつなげていていただきたいというふうに思います。

それで、先ほどの算数セットが例にありましたけど、長野市では算数セットを教材化している学校があるんです。それは、その学年、あるいは1年か2年しか使わないという、使う期間がその年度、その学年一時期だけというそういう決まったものについては備品化していくという方向に取り組んでいます。これはもうそれぞれやっぱり学校の学校長の判断もありまして、一律に全ての学校が同時になっているということではありませんけども、それぞれの学校で必要なものについて備品化していくということがあります。それで、文科省が例えばとして例を挙げているのは、今、算数セット、それから彫刻刀、あるいは裁縫セット、これらが今後卒業しても裁縫セットは使っているという方も結構いらっしゃるんで、これは別にしても算数セットとか彫刻刀、あるいはまだいろんな備品があると思うんですが、それらについてもやはり備品化していくということを今後検討していただきたいと思うんですが、それについては検討されていただけますか。

教育文化課長（細田さん） 備品化についてお答えいたします。

教材について、使用によって摩耗・消費、あるいは卒業後も所有が個人に帰属するものについては個人負担をお願いしているところではございますけれども、国においても保護者等の負担が過剰とならないよう工夫することとの考えも出ておりますので、リサイクル等の手段も含めまして、学校と相談しながら創意工夫を凝らした教材整備に努めてまいりたいと考えます。

13番（大森君） ぜひ、備品化に向けて準備を進めていただきたいということを期待したいと思います。

次の質問にまいります。

2といたしまして、千曲坂城クラブの今後は、であります。

先生の働き方改革の一環として、国が2023年から25年度を改革推進期間として中学校の部活動は地域移行を段階的に進めてきています。千曲坂城クラブは、全国でもいち早く立ち上げ、今年度から本格的運用が始まりました。

以下、質問してまいります。

イ、現状は。

これについて登録人数、あるいは坂城中学生にとって新たにできた種目等については、昨日の同僚議員の質問でも町長が詳しく答弁されましたので、これに対する答弁は求めません。必要ありません。

そこで、次の1点だけ質問申します。

部活の会場までの移動手段はそれぞれどうなっているかご答弁願いたいと思います。

ロといたしまして、中学校での部活動は教育活動の一環として長年行われてきたものであります。地域移行によって家庭の経済状況による格差が生じ、子どもたちの活動機会が失われることは避けなければならないと考えます。

そこで2点お尋ねいたします。

1、部活に参加するための個人負担はどのようになっているのか。

2といたしまして、低所得世帯の子に対する国県町の支援はあるのでしょうか。

ハといたしまして、クラブ運営上の課題は、として千曲坂城クラブの運営上の課題としてどんな点が挙げられているのか。以下、3点について質問いたします。

1、町の当初予算には440万円を計上しております。千曲市と坂城町の負担の内訳はどのようになっているのでしょうか。

2つ目に、クラブに対する国県の財政支援はあるのでしょうか。

3といたしまして、千曲・坂城の教育委員会との連携状況、打ち合わせ等についてはどのようにされているのか。

以上、ご答弁を求めます。

教育文化課長（細田さん） 2の千曲坂城クラブの今後はのご質問に、順次お答えいたします。

初めに、現状についてであります。部活動の地域への移行につきましては、国の方針に合わせ、令和5年3月に千曲市と坂城町の共同で千曲坂城クラブを立ち上げ、千曲市教育委員会に事務局を置き、段階的に移行しながら、今年度から本格的に地域展開を図っているところでございます。

各専門部の活動場所は、運動クラブは千曲市と坂城町の体育館や武道場、中学校の体育館やグラウンド等で練習を行い、文化系クラブは市と町の文化施設や中学校施設、公民館等で活動を行っており、それぞれの施設の空き状況や道具の充実、設備が整っている場所を確保し活動しています。

ご質問のありました各専門部の活動場所への移動手段としましては、自転車、親及び部員保護者の車で送迎、電車、循環バス、タクシー等であり、各専門部において活動場所の工夫や各専門部に配当される活動費を活用し、移動にかかる保護者等の負担軽減に努めております。

続きまして、ロの保護者負担についてですが、昨年度までの千曲坂城クラブでは、地域展開の準備期間であることから国の補助金、寄附金、千曲市と坂城町の負担金等により、生徒1人あたりの負担は年会費3千円のみとなっており、そのうち800円は生徒のスポーツ保険掛け金であります。地域クラブとして完全に地域展開となりますと国の補助金が減少し、活動時間も増え、指導者謝金等の増加が見込まれることから、クラブの発足時から各専門部代表や専門部指導者、保護者代表、生徒代表、学校関係者で構成する千曲坂城クラブ運営委員会でも、今後の事業経費と会費について議論を重ねてきたところであります。議論の中では、これまでも中学校の部活動につきましては、活動状況に応じて外部の専門指導者への謝金、大会参加費等自己負担をお願いし、部活動ごとに会費をいただいていたことから、千曲坂城クラブとしましても、今後も地域クラブとして持続させるために専門部の活動時間に応じて運営に必要な月会費を徴収することとし、今年度から年会費3千円のほかに各専門部の活動状況により金額は変わりますが、月3千円を上限とした月会費を徴収しております。

なお、月会費の徴収にあたっては、昨年度から千曲市と坂城町の全中学校で保護者説明会を開催し、保護者の皆様のご了解をいただいたところであります。

続いて、低所得世帯への国県町の支援についてのご質問ですが、国において今年度から経済的困窮世帯の生徒への参加費等の支援に必要な事項について要領等を定めたところでございます。内容としましては、対象とする生徒については生活保護世帯の生徒か住民税非課税世帯の生徒、また、双方に準ずると認められる世帯の生徒とし、補助対象となる経費は地域クラブへの参加費及び保険料等で、上限額の設定はありますが対象経費の2分の1以内が補助額となります。今後、千曲坂城クラブに加入している生徒におきましてもどのような支援を行えるのか、千曲市とも協議を行いたいと考えております。

最後に、ハのクラブ運営上の課題といたしまして、市町の負担の内訳についてでございますが、

クラブ全体では今年度約4,610万円の事業費を予定しており、内訳は指導者への謝金及び大会旅費で3,200万円のほか、専門部の活動や大会出場への補助金550万円、専門部や他団体等との連絡調整を行うコーディネーター及び会費徴収を行うシステム料、その他事務局経費などであります。この事業費を賄うため、千曲市と坂城町が共同で負担しており、負担割合は全体の事業費から国の補助金、会費等を引いた事業費約1,900万円の1割を均等割として千曲市と折半し、残りの9割を生徒数の割合で負担しているところです。

続きまして、クラブに対する国県の財政支援はあるのかとのご質問ですが、令和5年度から7年度までの準備期間については、移行体制の整備ということで国から地域クラブ活動体制整備事業補助金がクラブ全体の事業費のおおむね半分を占めており、7年度については約1,780万円の補助金を受けておりました。今年度からはクラブ活動が完全に地域展開となり、移行にかかる補助金が見込めない状況でしたが、昨年度末の国の補正予算において、地域クラブへの支援を目的とした補助金の新設され、270万円について交付される見込みが立ったことから、今年度の予算として計上しているところでございますが、前年度からは大きく減額となっております。

続いて、千曲市と坂城町の教育委員会での連携状況ですが、次年度の予算の関係もございしますので、年末頃から千曲坂城クラブの来年度事業計画や予算について協議を行い、市町の当初予算成立後の3月下旬に総会を開催し、クラブの新年度予算の承認をいただいております。また、総会以外にも国県動向の迅速な反映やクラブ運営に係る協議の場として、千曲坂城クラブ専門部指導者、校長会代表、保護者代表、生徒代表等14名で構成される運営委員会を組織し、活動計画等を協議する運営委員会を年3回開催しております。運営委員会には千曲市関係者のほか、町からは副委員長として公民館長、専門部で剣道専門部代表として坂城中学校教諭が参加し、町教育委員会事務局におきましても会議前の議題の協議や会議の結果について、千曲市教育委員会とも情報共有を図り、千曲坂城クラブの事業計画への反映等を行っているところでございます。

13番（大森君） 具体的に答弁いただきました。クラブへの会場への移動についてですが、自転車、車、循環バス等いろいろと使うことになるんですが、1つ、例えば水泳の場合は、冬季、冬の期間は南長野運動公園で行うというふうになっています。そこで、ここへは電車で篠ノ井駅まで行ってあとはバスになるかと思うんですが、これはどんなふうな、何かお聞きしているでしょうか。ご答弁願えればお願いしたいと思います。

教育文化課長（細田さん） 再質問にお答えいたします。

クラブ活動に対する移動への支援につきましては、これまでも保護者の皆様から生徒の移動状況に応じた補助を行ってほしいとの要望があり、運営委員会での協議の結果、移動手段の確保については千曲坂城クラブとして方針を示しまして、それに伴い各クラブで検討して実施しているところでございます。千曲坂城クラブの方針としましては、生徒・保護者の負担が軽減されるよ

うな活動場所を各専門部で工夫して、生徒の移動が少ない近場での活動を行ってほしいこと。あと、各専門部に対し人数に応じて配当される活動費の中から、生徒の移動方法に応じてタクシー利用の補助、しなの鉄道、循環バス利用の補助等各専門部の状況に応じて対応をするということとしております。対応につきましては、それぞれのクラブのほうで対応しているところでございますけれども、以上のような支援を行いまして、千曲坂城クラブとして生徒及び保護者の皆様の軽減を図るとともに、生徒が活動しやすい環境づくりに努めているところでございます。

13番（大森君） ご答弁ありがとうございます。新しく、本格的に千曲坂城クラブが運営始まったということになりまして、そこで保護者の皆さんに説明を行って承認をいただいているということで、それは手順としては非常に当然のことだというふうに思うんですが、移行する前は当然学校で部活をやっていました。そのときには、当然もう移動手段だとか、あるいは特別な費用、謝金だとか、あるいは月謝だとかというようなのは発生していなかったはずですよ。おおむね保護者の皆さんは承諾されているということであるんですけれども、しかし、低所得者世帯の子どもさんに対する補助ということで2分の1は補助されているという、今ご答弁ありました。それで、文科省は昨年12月に策定した指針で、困窮家庭への支援を確実に行うとの留意点を明記しました。今年度予算にはクラブ参加費と保険料を国と自治体で年最大3万6,800円の補助をするということを盛り込んでおります。これについて、その対象者に対する国への申請はされているのでしょうか。ご答弁を求めます。

教育文化課長（細田さん） 先ほどの国の補助の関係ですけれども、2分の1は国から補助される、残り2分の1は千曲坂城クラブが負担する、こういった分については保護者が負担するとか千曲坂城クラブで負担するとか、そんなような検討も必要になってくると思いますけれども、また国の補助要件といたしまして、別の7つの要件を満たして認定クラブである必要がございます。千曲坂城クラブの一部のクラブではちょっと満たされないと思われる部分もございますので、今後、活動状況を精査し検討していきたいということで、今現在では補助金の申請はしていない状況でございます。千曲坂城クラブは、千曲市と共同で作り上げた地域クラブです。今後、千曲市と協議をする中で、そういった補助の申請をするとか、そういった件につきまして運営委員会や総会に諮り、関係者のご意見を聞き、一つ一つの課題解決しながら持続可能なクラブにしていきたいと考えております。

13番（大森君） それでもこれは申請しているクラブも全国の中にはあると思うんですけれども、これどうもここで言うのがいいかどうかというのもちょっと心配するんですけれども、やっぱり千曲市と坂城町でもっと機敏な行動、打ち合わせ、そういうのをぜひやっていただきたいし、特に低所得世帯の子どもさんに対しては部活に入っちゃ困ると親は思っている、そういう費用を出せないというふうになっても、やっぱり親とすればやりたいことをやらせてあげたいということで、そういう家庭もあるかと思うんですよね。こういう方々の支援が国がやると言ってい

るのに体制が取れなかったからできていない。これはあまりにもちょっとずさんと言うと大げさですけども、やはり機敏なこの行動をぜひ求めたいというふうに思います。それから、クラブ運営への課題ということですが、やはりそれぞれ教育委員会とのマッチングといいますか、そういう打ち合わせ等をしっかりとやっていくということがやっぱり今後の大事な課題ではないかというふうに考えています。子どもたちのスポーツ文化の機会を保障することは教育の機会均等の観点からも極めて重要であります。部活動の地域移行が家庭の経済力によって参加の可否が左右される制度となることのないよう、次の点を要望しておきたいと思います。

国県の補助金の積極的な活用、保護者負担の軽減策、経済的困窮世帯への支援制度、千曲市との広域連携による効率的な運営ということについて、今後十分検討していただきたいというふうに思います。

次に、坂城駅舎の利活用についてお尋ねいたします。

イ、坂城駅舎の有効活用は。

現在のしなの鉄道坂城駅は明治21年の鉄道上田～長野間の開通時に設置され、このときには坂木村という村でありましたが、その後、坂城（城）になり、名前も坂しろ駅と改称されました。そして、この坂城駅は近隣の養蚕の集荷だとか、あるいはリンゴやブドウの出荷、さらにモノづくりの町として町内外からの通勤客を送迎するバスが発着していたという時期もありました。長野オリンピック開催に向けて長野新幹線の開通がきっかけに軽井沢駅から篠ノ井駅までがしなの鉄道に移管されました。

坂城駅の貨物の取扱いは、現在では油槽所の専用線があり、ＪＲ貨物に継承されています。町長はエレベーター設置のとき、坂城駅は「セントラル・ステーション」と呼称されました。こんなに主要な役割を果たしてきた坂城駅がＩＴの普及でＳｕｉｃａが導入され、ついに無人駅になってしまいました。

国鉄は6つの民営化に分割され、新幹線の開業延伸等で全国の在来線は第3セクターに移管され、乗降客の少ない路線は費用対効果で、無人駅や鉄道の廃止が推し進められております。こうした状況下で今後のしなの鉄道についてもどうなるか心配するところであります。

それはさておきまして、以下2点についてお尋ねします。

しなの鉄道から坂城駅の管理を任された内容はどんなものでしょうか。

2つ目に、駅舎奥にあるギャラリーの活用はどのようになるのか。

以上、2点についてお尋ねいたします。

町長（山村君） ただいま、大森議員さんから3番目の質問としまして、坂城駅舎の利活用についてということでご質問ありました。今までの状況も踏まえまして、順次、お答えしたいと思っております。

まず、坂城駅につきましては、しなの鉄道の経営改革の一環として、平成15年4月に駅業務

について、しなの鉄道から町に委託されたところであります。委託された駅業務につきましては、町の地域交通の利便性の維持や高齢者の雇用創出などを踏まえ、町から長野県シルバー人材センターへ業務を再委託し、券売機で対応していない定期券や回数券などの発券業務、乗り越し運賃の精算、切符の確認及び回収などの改札業務、発着時刻や運行情報などの構内放送に加え、待合室や駅周辺の環境美化などの旅客サービス業務を実施してきたところであります。また、町ではこの駅業務の受託を契機として、町の玄関口である坂城駅について駅利用者だけではなく、町民の皆様や町を訪れる方への情報提供と憩いの空間の創出を目的としてギャラリースペースやコミュニティスペースを整備するなど、駅舎の改修を実施した経過があります。また、しなの鉄道におきまして、先ほどお話ありましたが、本年3月14日から全線全駅に交通系ＩＣカードＳｕｉｃａが導入され、当町2か所の駅においてはポール型の簡易Ｓｕｉｃａ改札機が設置され、ＩＣカード読取部に交通系ＩＣカードをタッチすることにより、入出場が可能となったほか、列車の運行情報や遅延情報などリアルタイムでの表示に加え、音声でもお知らせが可能な駅案内用モニターシステムを導入するなど、駅員が行っていた業務を担うことができる体制を整備する中で、テクノさかき駅に続き、坂城駅につきましても、4月1日から無人化となったところであります。

この無人化に伴いまして、しなの鉄道から駅事務室の利活用について打診を受け、事務室内の状況やしなの鉄道による無人化後の事務室の利用予定、契約条件なども確認する中で、しなの鉄道とも協議を重ね有効利用について検討してまいりました。私も過日その駅舎の中に入りまして、大いに期待もしたんですが、これから申し上げる、ちょっと残念だという感じなんですけれども、しかしながら、駅事務室の部分、床面積でおよそ10坪余りと限定的であることや、しなの鉄道の設備である券売機や制御盤等の機器が置いてあり、管理上立ち入りができないよう間仕切り壁の設置が必要になるということで、活用できるスペースがさらに限られることに加え、駅舎については、実は明治42年の建築であるということで、120年ぐらい前からなんでしょう、老朽化が大変進んでいる部分もあり、私も中に入りましたが、床がうぐいす張りどころか、何ていうか、からす張りみたいな感じで、ものすごい音が出るような床の状況でもありました。借りても駅員が管理上しょっちゅう入ってくるというようなことで、これは現状での利活用はかなり難しいかなという判断に至っているところであります。また、しなの鉄道から坂城駅の管理を任された内容とのご質問ではありますが、無人化となった4月1日以降の対応といたしましては、駅及び構内の管理についてはしなの鉄道の社員が定期的に巡回し、構内の清掃や日極駐車場の運用を含めた駅舎管理を行っており、いわゆる駅業務についてはしなの鉄道が直接行っている状況であります。町におきましては、これまで活用してきたギャラリー等について、引き続き清掃等の管理を行っていくところであります。また、ギャラリーの活用につきましては、これまで土日祝日及び年末年始を除き開放時間を午前8時から午後6時までとし、展示等を目的とした希望者に対して無料で貸出しを行ってきたほか、169系電車の車輪と車軸の常設展示とともに、

169系電車保存会による鉄道にまつわる写真などの展示も行われてきたところであります。ギャラリーの貸出し状況といたしましては、これまでに美術展や写真展などで坂城高校や坂城中学校の生徒の皆さんの作品展示について年間を通じてご利用していただいたほか、町内の保育園や幼稚園の子どもたちの作品展示や、近年では町内社会福祉法人の入所者の作品展示会の場として毎年のようにご利用いただいている状況であります。

今後のギャラリー活用についてのご質問であります。これまでギャラリーの開閉につきましては、これがちょっと問題なんですけれども、今までギャラリーの開閉につきましては、駅管理業務の委託先であるシルバー人材センターの駅員によってギャラリーのシャッターの開け閉めをやっているわけであります。ところが、駅員が不在となった4月以降、閉鎖の状態がずっと続いておりました。ということで、私は先ほど申し上げたように、駅舎の事務所そのものを使うのは、これは難しいなと思うんですけども、ギャラリーについてはもっと一刻も早く管理できるように、利用が再開できるように今調整中であります。坂城駅につきましては、町の玄関口であることから、今後もしなの鉄道と協議を継続し、町を訪れる方々や駅利用者にとってよりよい空間となるよう、引き続き検討してまいりたいと、早急にやりたいというふうに考えております。

13番（大森君） 町長より、懇切丁寧な答弁をいただきました。事務室が使えないとなると、あのままの状態なのかなというふうに思うんですけども、全国の無人駅では地元産の農産物の販売だとか、あるいは図書館の分室だとか、コミュニティの場などいろんな活用をされている駅もあります。坂城駅の場合はそうはいかないというお答えでございますけれども、1つギャラリーの活用については早急に対応していただきたいというふうに思います。

時間もありませんので、次の4、イラク（同日「イラン」へ訂正あり）情勢による経営悪化対応の支援を。事業所支援をということでお尋ねいたします。

5月30日の信濃毎日新聞で、「食品値上再燃」ということで、「ナフサの供給不安、包装費も増加、7月以降も続く」と。そして、さらに2026年の飲食料品の値上げが1万品以上超えるというふうに言っています。また、全国商工団体連合会の調査でも、塗装業の方は原材料が50から75%値上げで溶剤の確保が大変だと。仕事を受注しても施工できない、収入が途絶えるということでの不安を訴えています。こういう状況、そして、帝国データバンクの県内の支店の調査では、県内では14.6%が倒産リスクが高く、全国で最高というふうに言います。リスクの高い企業の86.6%は従業員10人未満、75.2%は売上高1億円未満の企業、業種別では製造業が最多の1,032社、小売業が928社等についてなっているという報告があります。

以下、2点についてお尋ねします。

町内事業所の現状把握はどのようになっているのか。

2つ目に、今後の対策について。

この2点についてお尋ねいたします。

議長（中嶋君） 大変失礼ですが、早めをお願いいたします。早口でひとつお願いいたします。

商工農林課長（北村君） ただいま、大森議員さんから4番目の質問といたしまして、イラン情勢による事業所の経営悪化対応の支援についてのご質問をいただきました。順次、お答えいたします。

今年2月28日に、アメリカとイスラエルによるイランへの軍事攻撃により始まった戦闘により、中東地域の海上輸送の要衝であるホルムズ海峡が事実上の封鎖となり、世界のエネルギーや原材料の供給網を不安定化させています。これにより、原油価格の高止まりや、ナフサをはじめとする化学原料の供給不安を招き、国内経済への影響が懸念されているところであります。

こうした状況の中、町内事業所の状況を把握するため、4月に町内製造業主要20社を対象といたしまして、四半期ごとに実施している経営状況調査の際に、イラン情勢やホルムズ海峡の事実上の閉鎖による自社の事業や収益に与える影響について調査いたしました。

回答のあった企業からは、生産に使用する油脂類や原材料の調達を懸念する回答が多くあったほか、こうした状況が長期化した場合、生産への影響や受注量の減少を懸念する回答が寄せられたところであります。また、町、商工会、さかきテクノセンター、テクノハート坂城協同組合の商工4団体で毎月行っている定例の打ち合わせ会議においても、3月以降、イラン情勢による町内事業所への影響について情報共有を行っておりますが、現在のところ、商工会などに対し事業所から生産に使用する油脂類や原材料の調達などを懸念する声は寄せられているものの、資金繰りの相談にまでには至っていない状況であります。

次に、今後の対策についてお答えいたします。

現在の中東地域の緊張が長期化した場合、事業所の資金繰り支援が必要となってくることも想定されます。県からは、今回の中東情勢を踏まえまして、融資制度の拡充を検討していると同っておりますが、町といたしましても、今後、県や金融機関、関係団体とも連携して事業所の資金需要に円滑に対応できるよう取り組んでまいりたいと考えております。また、今回のイラン情勢悪化による影響につきましても、全国的な課題でもありますので、今後も引き続き、町内事業所の状況把握に努め、必要に応じて国や県にも支援を要請していきたいというふうに考えております。

議長（中嶋君） ご協力ありがとうございました。

13番（大森君） 1点だけ再質問させていただきます。今のところ、融資の資金繰り等については、融資の相談は今のところないということですが、今後どうなるかということもありますので、これはセーフティネット5号の適用というのは、この状況でもされるのでしょうか。

商工農林課長（北村君） セーフティネット5号への適用の関係であります。こちらにつきましては、国のほうで不況業種として指定してまいります。3か月ごとに見直し等を行っております。

て、現状で対応不況業種として認定されていればもちろん対応できますが、7月で見直しがまたありますので、そこで不況業種の増加させる、不況業種の対象業種が増えることも想定されます。その点も踏まえまして対応してまいりたいというふうに思います。

13番（大森君） それでは、見直しになった時点で、やはり広報などで周知していただくということもお願いしたいというふうに思います。このイラク（同日「イラン」へ訂正あり）情勢の点ですけれども、今でも停戦交渉はやられているというふうに言われていますけれども、交渉も行き詰まった状態になっています。石油由来のナフサ不足など全国的全産業に大きな影響を与えています。これまでのカラー刷りだったお菓子などの袋も2色刷りになったりということで色がなくなっていくという状況になっています。政府はナフサは十分間に合っているというふうに言っていますけれども、どこかで目詰まりを起こしているといつて流通業者等に責任転換をしております。私は目詰まりしているのはホルムズ海峡の封鎖が一番の目詰まりだというふうに思います。そういう意味で、日本の経済を再興するためには、このイラク（同日「イラン」へ訂正あり）情勢を解決するために、日本政府が力を尽くすということ、このことが大事ではないかというふうに考えております。

以上、私の今回の一般質問はこれで終わりといたします。ありがとうございました。

議長（中嶋君） ここで、10分間休憩をいたします。

（休憩 午前10時00分～再開 午前10時10分）

議長（中嶋君） 再開いたします。

ここで、大森茂彦議員から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

13番（大森君） 貴重なお時間をいただきまして申し訳ありません。先ほど私の一般質問の4番目の質問の中で、イラク情勢と申し上げました。これはイラン情勢の言い間違いであります。訂正をお願い申し上げたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（中嶋君） お諮りをいたします。

ただいまの説明のとおり訂正することにご異議ございますか。

（異議なしの声あり）

議長（中嶋君） 異議なしの声が大変多くございました。したがって、異議なしと認め、ただいまの説明のとおり訂正することに決定をいたしました。

次に、2番 大日向進也議員の質問を許します。

2番（大日向君） ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い一般質問を行います。

本年に入ってから雪も大変少なく暖かな冬でした。しかし、5月の気温が30度を超える日が増えており、今夏も猛暑、酷暑となる懸念が強くなっております。町といたしましても、防災行政無線だけではなく、さかきコネクト等のツールを用いて熱中症予防の注意報など発信を行っていただきたいことをお願いいたしまして、質問に入りたいと思います。

1、リサイクルによるごみ減量化について。

5つの項目について質問します。

イ、可燃ごみ、不燃ごみについて、3点。1、過去5年の可燃ごみ及び不燃ごみの排出量の推移は。2、プラスチック製容器包装類、カン、ビン、ペットボトル、紙類、布類の過去5年の推移は。3点目、サンデーリサイクルにおけるプラスチック製容器包装類、カン、ビン、ペットボトル、紙類、布類の過去5年の推移は。

次に、ロ、不法投棄の状況について、2点。まず1点目、不法投棄についてパトロールの場所と頻度は。2点目、過去5年の回収量と回収物の内容は。

次に、ハ、千曲川クリーンキャンペーンについて。過去5年の回収量と回収物の内容は。

ニ、ごみ減量化について、2点。まず1点目、ごみ減量化推進委員会の方の活動内容は。2点目、コンポストや生ごみ処理機などの購入補助について過去5年の実績は。

ホ、プラスチック製品の収集方法について。プラスチック製品の収集方法が変更される予定だが、今後の計画は。

以上について質問いたします。

町長（山村君） ただいま大日向議員さんから1つ目の質問として、リサイクルによるごみ減量化ということで、イロハニホとご質問がありました。私はこのホのプラスチック製品の収集方法についてお答え申し上げまして、他の項目につきましては担当課長から答弁いたします。

当町のプラスチック製品の収集につきましては、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づき、町民の皆様や地域のご理解をいただく中で、平成15年からプラスチック製容器包装の分別収集を実施してまいりました。その後、プラスチック使用製品の設計から廃棄物処理まで消費者、自治体、事業者が連携し、資源循環の取組を促進することを目的とした、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律、いわゆる新プラスチック法が令和4年に施行され、従来のプラスチック製容器包装に加え、新たに製品プラスチックの収集が市町村に求められることとなりました。

こうした状況に対応するため、葛尾組合において旧焼却施設跡地に新たなリサイクルセンター建設事業が進められており、令和6年度に旧焼却施設の解体撤去工事が完了し、令和7年度から擁壁工事、地盤改良工事、基礎工事を経て、現在は建屋の建設工事とともにプラント機械の設置工事や破碎機室などの内部工事などが順調に進んでおり、令和9年3月の竣工を目指しているところであります。

新たなリサイクルセンターは新プラスチック法に適応した処理工程が整備され、従来から対応しているプラスチック製容器包装に加え、新たに製品プラスチックの処理が可能となります。

それに伴い、町では新たなリサイクルセンターが本稼働する令和9年4月に合わせ、プラスチック製容器包装と製品プラスチックの2つをプラスチック資源として一括収集する方向に変更し

たいと考えております。プラスチック資源として収集するもののうち、プラスチック製容器包装については従来の分別方法と変更はなく、そこに製品プラスチックと一緒に入れていただき収集する方法を考えているところであります。

新たに資源として収集の対象となる製品プラスチックは、現在可燃ごみに区分されているバケツやクリアファイル、ハンガーといったプラスチック製品で、その全てがプラスチック素材でできており、一番長い辺が50センチメートル未満のものとなります。

また、新たなリサイクルセンターの稼働に合わせて、プラスチック資源の収集方法についても変更したいと考えており、具体的には現在プラスチック製容器包装で行っている各地区の資源物収集庫に用意された大きな袋へ出していただく方法から可燃ごみや不燃ごみと同様に専用の指定袋に入れて、可燃ごみと同じ収集場所に曜日を変えて出していただく方法へと変更するものであります。

この変更により、これまで地域の皆様をお願いしておりましたプラスチック製容器包装の立会い当番を廃止とするほか、可燃ごみと同じ収集場所での収集とすることで、これまでよりも近い収集場所へ出せるなど、地域の皆様にご協力いただきやすい体制づくりを考えておりますが、その一方で、立会い当番がいなくなることによる資源の質の低下や、プラスチック製品に内蔵されたリチウムイオン電池の混入などが懸念されるところであります。

町では、こうした変更の内容や新たな課題を住民の皆様にご理解いただくことが重要でありますので、今後、葛尾組合等との調整を経て、9月頃から全ての区において説明会を開催し、対象品目、分別方法、排出時の注意事項などについて丁寧にご説明させていただく場を設ける予定としております。また、説明会に加え、町の広報誌やホームページ、町公式アプリさかきコネクトへの掲載のほか、各戸配布のチラシ、3月に配布を予定している保存版分別冊子など、様々な媒体を活用して周知の徹底を図ってまいります。

町といたしましては、資源物の安定処理を継続していくため、製品プラスチックの収集に対応した新リサイクルセンターの建設に協力し、これからの取組を着実に進めることにより、来年4月の一括収集の開始に向けて混乱を招くことがないように努めてまいりたいと考えております。

住民環境課長（山下君） 1、リサイクルによるごみ減量化のご質問のうち、イ、ロ、ハ、ニについて順次お答えいたします。

まず、町で排出された各5年間の可燃ごみ及び不燃ごみについて、家庭系、事業系それぞれの推移を申し上げます。

家庭系可燃ごみは令和3年度が2,444トン、4年度が2,422トン、5年度が2,301トン、6年度が2,255トン、7年度が2,261トン。

事業系可燃ごみは令和3年度が1,558トン、4年度が851トン、5年度が806トン、6年度が757トン、7年度が748トン。

次に、家庭系不燃ごみは令和３年度が１３９トン、４年度が１２５トン、５年度が１０６トン、６年度が９５トン、７年度が９１トン。

事業系不燃ごみは令和３年度が２９トン、４年度が３７トン、５年度が３４トン、６年度が３３トン、７年度が３３トンでした。

続いて、家庭から排出されたプラスチック製容器包装、カン、ビン、ペットボトル、紙類、布類について、それぞれ過去５年の推移を申し上げます。

まず、プラスチック製容器包装は令和３年度が７２トン、４年度が７８トン、５年度が８１トン、６年度が７７トン、７年度が７６トン。

カンは令和３年度が１６トン、４年度が１５トン、５年度が１１トン、６年度が１１トン、７年度が１０トン。

ビンは令和３年度が６８トン、４年度が６４トン、５年度が６１トン、６年度が５９トン、７年度が６０トン。

ペットボトルは令和３年度が７トン、４年度が８トン、５年度、６年度、７年度がそれぞれ１０トン。

紙類は令和３年度が２６３トン、４年度が２１９トン、５年度が２０６トン、６年度が１６７トン、７年度が１４３トン。

布類は令和３年度、４年度、５年度がそれぞれ４トン、６年度と７年度がそれぞれ２トンでした。

続いて、サンデーリサイクルにおける過去５年の回収品目ごとの推移を申し上げます。

まず、プラスチック製容器包装は令和３年度が１２トン、４年度、５年度がそれぞれ１４トン、６年度が１５トン、７年度が１６トン。

カンは令和３年度、４年度、５年度がそれぞれ６トン、６年度が７トン、７年度が６トン。

ビンは令和３年度、４年度、５年度がそれぞれ１８トン、６年度が１９トン、７年度が２１トン。

ペットボトルは令和３年度、４年度がそれぞれ３トン、５年度から７年度がそれぞれ４トン。

紙類は令和３年度が４７トン、４年度が４４トン、５年度が４２トン、６年度が３９トン、７年度が４４トン。

布類は令和３年度から６年度までが各５トン、７年度が４トンでした。

続いて、ロ、不法投棄の状況についてお答えいたします。

不法投棄のパトロールの状況ですが、町ではシルバー人材センターに委託し、２名体制で年間約３０日間のパトロールを実施しております。パトロールの箇所としては、不法投棄が発生しやすい河川敷沿いや山沿いを中心に巡回し、不法投棄物の回収にあたっています。

過去５年の回収量は、令和３年度が可燃ごみ１，６６０キログラム、不燃ごみ４２５キログラ

ム、4年度が可燃ごみ2千キログラム、不燃ごみ995キログラム、5年度が可燃ごみ2,360キログラム、不燃ごみ360キログラム、6年度が可燃ごみ1,650キログラム、不燃ごみ1,050キログラム、7年度が可燃ごみ1,610キログラム、不燃ごみ1,215キログラムでした。

回収物については、プラスチックやペットボトル、カン、ビンが主なものになります。

続きまして、ハ、千曲川クリーンキャンペーンについてお答えします。

まず、過去5年の回収量ですが、令和3年度は感染症拡大の影響により中止、1会場のみでの開催であった令和4年度は90キログラム、5年度は雨天により中止、3会場での開催となった6年度は600キログラム、7年度は475キログラムで、本年度については305キログラムでした。

回収物はプラスチックやペットボトル、カン、ビンなどが多くを占めております。

続いて、ニ、ごみの減量化についてお答えします。

まず、坂城町ごみ減量化推進委員会の活動内容であります。推進委員会は平成22年度に発足し、現在は7名の方が活動されており、これまで住民向けの啓発活動や小学校での環境学習、小学生対象の標語コンクールの実施など、ごみの減量化、資源化の推進、啓発に町と連携して取り組んでおります。

次に、生ごみの減量化、堆肥化促進を目的に購入費用の2分の1、5万円を上限に補助金を交付している生ごみ堆肥化容器購入費補助制度の過去5年間の申請状況であります。令和3年度は18件、4年度は25件、5年度は15件、6年度は27件、7年度は14件であります。

町といたしましては、消費型のライフスタイルを見直し、環境への負荷を軽減しながら、限られた資源を繰り返し活用することで、循環型社会の実現を目指すことが重要であると認識しており、葛尾組合の新たなリサイクルセンターの稼働に合わせ、町民の皆様の協力を得る中で、千曲川クリーンキャンペーンなどの啓発活動を通じて環境保全への理解を深める取組も進めながら、不燃ごみ及び資源物の安定処理とごみの減量化を推進し、持続可能な循環型社会の形成に努めてまいりたいと考えております。

2番（大日向君） ただいま町長、担当課長より各項目についてお答えをいただきました。その中で、次の4点の内容について再質問をいたします。

まず1点目として、可燃ごみ、不燃ごみの収集不能だったものの取扱についてはどのようになるのでしょうか。

2点目として、世界的なナフサ不足により各地でゴミ袋の供給に滞りが発生しているのですが、当町での取扱について影響はどのようになっているのでしょうか。

3点目として、プラスチックごみが可燃と同様の回収方法となる予定とお聞きしましたが、回収にかかる費用はどのような変化となるのか。

4点目として、今、町で回収を行っている古紙、段ボールはどのようにリサイクルされ、どのように活用されているのでしょうか。

4点について再質問いたします。

住民環境課長（山下君） ただいまの再質問4点についてお答えいたします。

最初に、可燃ごみ、不燃ごみの収集不能だったものの取扱いについてでございますが、収集不能だったごみにつきまして該当する自治区から相談等があった場合、職員で現場を確認し、出した方が特定できる場合には該当者に回収と分別について説明に何う対応をしております。一方で、出した方が分からない場合には、収集できないものであることを明示したシールを貼り、一定期間置いたのち、不法投棄パトロールに合わせて回収するなどの対応をとっております。

2点目のナフサ不足によります指定袋の供給状況についてお答えいたします。

現時点では、町では一定数量の在庫を持っており、製造業者からの納入も問題ないということから指定袋の供給については影響はございません。なお、ホームページにも掲載させていただいておりますが、必要数以上に購入するなどが行われますと店舗での品切れ等が発生してしまいますので、住民の皆様におかれましては必要数以上の購入は控えていただければと思っております。

続いて、プラスチック資源の収集にかかる費用はどのような変化なのかになるかということでございますが、こちらは来年度の収集にかかる委託費用につきましては、今年度実施します入札で決定するため、具体的な数字についてはお答えできませんが、可燃ごみと収集箇所が同じになることから、可燃ごみ収集の1回分と同程度の金額の増加が見込まれると考えております。

それから4点目、古紙、段ボールのリサイクルのまた活用方法についてでございますが、古紙、段ボールに関しては、収集委託業者にて収集し、圧縮したものを製紙メーカーに引き渡し、段ボールや新聞紙などの原料として再利用しているということでございます。

2番（大日向君） ただいま再質問にお答えいただきました。

当町におけるごみの現状を詳しく知ることができたと思います。お話の中にもございました通り、ごみ減量化は、これからの未来を見据える中で大切なことでもあります。最近のナフサ問題によるごみ袋供給の不安もありますが、地域におけるごみの削減がどのような効果をもたらすでしょう。例えば、焼却施設の更新寿命を延ばす、SDGsにおけるCO₂排出量削減等、我々の生活に密着した問題改善に影響を与えることができるのではないのでしょうか。そのようなことを踏まえ、ぜひ近い将来には様々な場面での見える化を進め、町ホームページやさかきコネクト等を活用し、情報の発信をしていただければと思います。

それでは、次の質問に入ります。

2、交通反則通告制度について。

イとしまして内容について、令和8年4月交通反則通告制度が改正されたが、その内容は。

2点目、今回の改正により16歳以上の自転車運転者が対象となっておりますが、対象外の小中

学生についての啓発活動は、ということで2点質問いたします。

住民環境課長（山下君） 2、交通反則通告制度について、イ、内容についてのご質問のうち、私からは制度内容についてお答えいたします。

近年の自転車による事故の増加や、ルールを無視した危険な運転が社会問題化していることを背景に、交通安全対策を強化するため、今年4月に道路交通法が改正されました。

主な法改正の内容は、16歳以上を対象とした自転車利用者に対する交通反則通告制度、いわゆる青切符制度の導入であります。これまで自転車の交通違反については、悪質な場合は赤切符による刑事処分、軽微な違反については指導警告を中心に行っていましたが、その中間的な制度がありませんでした。

今回の法改正により、16歳以上の自転車利用による信号無視、一時不停止、逆走、スマホやイヤフォンなどのながら運転など、一定の違反行為に対し反則金を科すことが可能となりました。これにより、違反行為の抑止と、迅速かつ実効性のある対応が期待されております。

また、自動車と自転車の接触事故防止を目的として、自動車が自転車を追い越す際の安全義務も強化されました。自動車等が自転車の側方を通過する際には、十分な間隔を確保すること。また、十分な間隔が取れない場合には安全な速度まで減速することが義務化されました。併せて自転車側にもできる限り道路左側に寄って通行する努力が求められております。

町といたしましても、法改正内容の周知徹底を図り、自転車、自動車利用者双方の交通安全意識の向上に努めるとともに、対象とならない小中学生が自転車事故に遭わないよう指導啓発に努めてまいります。

教育文化課長（細田さん） 交通反則通告制度について、イの内容についてのご質問のうち、私からは小中学生への啓発活動についてお答えいたします。

小中学生の啓発活動については、各小中学校で実施しており、はじめに小学校での自転車の乗り方等の啓発活動につきましては、各学校によって違いはありますが、おおむね新学期が始まってすぐの4月と、中間の9月に学級担任や警察、交通安全指導員等を講師として、自転車の乗り方や交差点での注意、交通法規の学習、実際に自転車に乗っての講習など、学年に応じた教室を実施しております。

また、中学校では自転車で登校する生徒も多くいることから、4月に長野県交通安全教育支援センター指導員を講師に迎え、全校生徒を対象に自転車の正しい乗り方や事故に遭わないための方法、事故での対応を指導いただくほか、交通反則通告制度についても周知しており、あわせて年4回教職員による町内街頭指導を行い、事故防止等に努めているところであります。

2番（大日向君） ただいま担当課よりお答えいただきました。

当町の現状を見ますと、自転車利用者は小中高生が主な利用者と見受けられます。町といたしましても、所管の警察署ならびに関係機関と密な連携をお取りいただき、安全な環境維持のお願い

いをしまして、私の一般質問を終わります。

議長（中嶋君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時39分～再開 午前10時49分）

議長（中嶋君） 再開いたします。

次に、9番 山城峻一議員の質問を許します。

9番（山城君） 皆さん、こんにちは。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をいたします。

ちなみに、ちょっと慣れないんですけど、昨日も散々練習したんですが、冒頭は手話で「皆さんこんにちは」ということを言いました。

今回は、3月議会、前議会に制定されました手話言語条例について質問いたします。

内容は手話言語条例についてということで、2つ質問をさせていただきます。

私は、坂城町手話言語条例制定を契機とした共生社会の実現について、これから質問いたしますが、冒頭に申し上げましたとおり、3月議会において手話言語条例が制定され、翌4月から施行となっております。また、皆さんご承知のとおり、近隣の千曲市においても昨年2025年に手話言語条例が制定されており、地域全体として手話への理解を深め、ろう者や難聴者を含む聴覚障がい者が安心して暮らせる社会づくりへの取組が進められています。私は今回、この条例について質問するに至った、そもそものきっかけを少しお話しさせていただいて、質問の中身へと触れたいと思います。

これ、町長、昨年のことですからよく覚えていらっしゃると思うんですけど、2025年6月24日、昨日も調べてきたんですけど、令和7年度第1回坂城経営フォーラム、このところで本多達也氏の講演がさかきテクノセンターで開かれました。本多氏については、これ去年のチラシから抜粋して読みますが、振動と光によって音の特徴を身体で感じるができるアクセサリー型装置オンテナ、アルファベットで示しますとOn t e n n aの開発に携わり、学生時代からろう者との共同研究を続け、その成果を企業で製品化し、全国へ普及させてきた方というふうに書かれています。

講演では、障がいのある方々との出会いから生まれた発想が新たな技術開発につながったとのこと。そして、社会課題の解決と企業活動を両立させることの重要性について語られていました。私も経営フォーラム参加が少なく、正直ちょっと二の足を踏んでいたというか、今回もどうするかと思っていたところなんですけど、この講演の内容そのものは本当に大変印象的でして、私も今、手話しましたが、約20年ぶりにやっています。というのも、私自身、大学時代、日本学生赤十字奉仕団というところに属しておりまして、約1年ちょっとですけど手話の講習というか、の関わりを持ったことがあって、もう手があちこちままだいて大変だったのを覚えているんですけど、なので不得意なところはあるんですけど、手話に触れた経験はあります。

この講演の内容そのものが大変印象的だったんですけど、それ以上に印象に残ったのは、質問の時の会場から出された質問でした。それは、これ私のメモに残っていたんですけど、聴覚障がいの方を見たことがないという発言をされた方がいました。この発言自体は、その発言そのものは悪意があったわけではないと思っています。また、その発言そのものを問題視したいわけではないんですけど、しかしながら、この言葉には私たち地域社会における聴覚障がいへの理解の現状が現れているように感じております。

聴覚障がいは外見からは分かりにくい障がいだと思っております。車椅子利用や白杖使用のような一目で障がいの有無が分かる場合とは異なり、多くの聴覚障がい者は周囲から気づかれないうまま生活されています。そのため、実際には身近にいるにもかかわらず、見たことがないと感じてしまうのではないのでしょうか。この辺には私も理解をするところがあります。

ちなみに、国立研究開発法人情報通信研究機構、これ略称があってNICTというところが厚生労働省のデータを基に推計した2022年の資料によると、国内の聴覚障がい者数は約37万9千人とされています。これは決して少ない数字ではありません。学校、職場、地域活動、買い物や通院など、私たちの日常のあらゆる場面に聴覚障がいのある方が存在している可能性があります。しかし、障がいが見えにくいいため、その存在が十分認識されていない現状があります。

また、聴覚障がい者と一口に言ってもその状況は様々です。生まれつき耳が聞こえず手話を第一言語として生活するろう者の方もしれば、中途失聴者、途中から耳が聞こえなくなる方がいたり、あるいは難聴者の方、補聴器や人工内耳を活用している方もいます。議会でも取り上げられておりますが、高齢化が進む中で加齢による難聴、加齢性難聴の方も増加しています。しかしながら、私たちはその違いや生活上の困難について十分理解しているとは言えません。だからこそ、今回制定された手話言語条例の意義は大変大きいものと考えております。

手話は、単なる身振りや補助的なコミュニケーション手段ではありません。ろう者が長い歴史の中で育み受け継いできた独自の言語でもあります。手話には文法があり、表現があり、文化があります。

2006年に国際連合で採択された障害者権利条約では、手話は言語として明確に位置づけられています。また、日本国内においても手話を言語として認める考え方が広がり、多くの自治体で手話言語条例の制定が進められています。条例制定の目的は、単に手話を学ぶ人を増やすことだけではありません。手話を必要とする人が安心して生活できる環境を整備し、町民一人一人が手話や聴覚障がいへの理解を深め、お互いを尊重しながら暮らせる地域社会の実現をすることにあると考えております。

また、条例制定は福祉施策の一環にとどまるものではありません。近年、全国各地で自然災害が頻発していますが、災害時には情報格差が大きな課題となり、防災行政無線が聞き取れない、また避難所で十分な情報が得られないなど、聴覚障がい者が置かれる状況は決して容易ではありません。

せん。平時から地域住民が手話や情報保障について理解を深めることは、災害時においても誰一人取り残さない地域づくりにつながっていると思っております。

さらには、高齢化社会を迎える中で、聞こえにくさを抱える住民は今後さらに増加することが予想されています。手話言語条例はろう者だけを対象としたものではなく、情報へのアクセスやコミュニケーションの保障という観点からも全ての住民に関わる条例であるとも言えるのではないのでしょうか。

しかし、条例を制定しただけで目的が達成されるものではありません。大切なのは条例の理念を具体的な施策へと結びつけ、町民に広く浸透させていくことです。特に、先ほども紹介しました、聴覚障がいの人を見たことがないという発言は、私たちがまだ十分に聴覚障がいへの理解を深めることができていない現状を示しているように感じています。見たことがないのではなく、気づいていないだけかもしれません。出会っていないのではなく、関わる機会がなかったからかもしれません。だからこそ、条例制定を契機に手話や聴覚障がいへの理解をさらに広げていくことが必要であると考えます。

そこで、以下質問いたします。

イとしまして、条例制定についてです。

何度も申し上げますが、本年3月議会において坂城町手話言語条例が制定されました。3月議会において手話言語条例が制定されましたが、1、その条例を制定するに至った経緯と、町として今後どのような狙いを持っているのかをお伺いします。

手話は単なる身振りではなく、文法体系を持つれっきとした言語です。全国的にも手話言語条例の制定が進んでおり、自治体として手話を言語として位置づけることは聴覚障がい者の社会参加を支える大きな意味を持つと思っております。

また、聴覚障がい者が日常生活で直面する課題は多岐にわたります。行政情報の取得、災害時の避難情報、医療機関でのコミュニケーション、地域行事への参加など、情報保障が不十分な場面は少なくありません。こうした課題に対応するため、町として支援体制を整える必要があると感じています。

私自身として、条例制定のねらい、こんなものがあるんじゃないかなというのを少しご紹介しますが、まず1つ目として手話が言語であるという認識の普及、また、聴覚障がい者の社会参加の促進、共生社会の実現、そして最後に町民、事業者、行政との協働、こうした点が挙げられると思いますが、町として明確な考えを伺います。

ロとしまして、今年度の取組について。

1としまして、施策を推進するにあたり、手話言語に対する理解の促進及び手話言語の普及を今後どのように行っていくのか伺います。

条例の理念を実現するため、町民一人一人が手話や聴覚障がい者について学ぶ機会を増やすこ

とは不可欠と言えます。例えば、初心者向けから実践的な内容までの手話講座の開催、小中学校での手話体験授業の導入、町主催のイベントでの手話通訳や要約筆記の配置、事業者向けの研修、そして広報紙やSNSを活用した啓発、こうした取組が考えられるのではないのでしょうか。また、町として、どのような方向性で理解促進と普及を進めていくのかも併せてお聞きいたします。

2としまして条例制定後、4月より施行され2か月が経過しましたが、今年度の取組としてどのようなものを企画し、予定しているのかも伺います。

条例は制定されて終わりではなく、ここからがスタートです。今年度の取組として、手話普及のキャンペーン、また、町民、職員向けの手話講座の年間計画、町主催行事での情報保障体制の整備、また関係団体との意見交換会、条例の周知活動、こうした取組が必要だと考えます。

以上、手話言語条例の制定を新たな出発点として、障がいの有無に関わらず、誰もがお互いを理解し合える地域社会の実現に向けた町の考えを伺い、私の1回目の質問とさせていただきます。

町長（山村君） 皆さん、こんにちは。私は坂城の山村でございます。

山城議員さんの手話言語条例についてのご質問に順次お答えいたします。

今のお話で本多さんの講演会からオンテナの話がありました。その時に聴覚障がいの方に出会ったことがないという方のお話がありました。過日、千曲市で聴覚障がいの方の協会がありまして、その総会に私お邪魔したんですけれども、その資料を拝見しますと、千曲市さんでは聴覚障がい並びろう者の方の数が約180名、坂城は約60数名でありました。人口比からすると坂城はかなりの数なはずですが、しかしながら、先ほど山城さんおっしゃったような、いろんな講演会ですが、いろんな企画に、そこに行っても手話の通訳ですとか、あるいはスクリーンでの逐語訳ですね、そういうものが用意されてないとなると、なかなか参加しにくいんだらうなというふうに思っております。そういうことを解消しようということで、今年から手話言語条例をスタートしたということになります。

まず、この条例制定の経緯とねらいのご質問であります。手話言語は音声の代わりに手指、手や指の動きや表情、体の位置などを使い、視覚的に表現する独立した言語であり、音声言語と対等な一つの言語として国際的に認められているものであります。ドイツ語や英語と同じように一つの言語なんだと。また、我が国においても平成23年の障害者基本法の改正により、同法第3条第3号において手話が言語であることが明記されております。

そして、昨年6月25日には、手話が重要な意思疎通の手段であることを位置づける、手話に関する施策の推進に関する法律が新たに公布・施行されました。この法律は、手話の習得や使用に関して手話を必要とする者の意思を尊重し、合理的な配慮が適切に行われるための整備を進めることや、手話文化の保存や発展、国民への理解促進などを国や自治体の責務として定めたものであります。

また、長野県が平成28年に手話言語条例を制定して以降、県内の市町におきましても条例制

定の動きが広まってまいりました。

このような国や県の施策推進の流れを受け、当町におきましても手話の普及等に関し、手話及び聴覚障がい者等の理解促進を図り、相互に人格と個性を尊重し合う地域共生社会の実現を目指すため、本年４月１日、条例を施行したところであります。

具体的には、手話が言語であることの認識に基づき、手話及び聴覚障がい者等に対する理解の促進を図り、手話が意思疎通の手段として活用されるよう環境を整えることや、聴覚障がい者等が安心して日常生活及び社会生活を営むことができるよう、必要な配慮を行い、聴覚障がい者等の社会参加の保障をすることなどであります。

次に口、今年度の取組についてであります。町が取り組む聴覚障がい者に対する支援施策といたしましては、これまでも意思疎通支援事業を実施しており、行政の手続や病院受診の際など、手話通訳者の派遣を行っております。

また、県で導入する遠隔手話システムを採用しており、手話通訳者が直接同行しなくても、お持ちのスマートフォンやタブレットを使って手話通訳ができるシステムを活用いただける体制としているところであります。

このほかにも、町の情報をお知らせしている防災行政無線につきましては、音声だけではなく、聴覚障がい者がおられる家庭には、文字表示機能付き個別受信機を貸与しており、文字情報での伝達による情報保障に努めているところであります。

そうした取組に加え、今年度につきましては広報誌及び町ホームページのほか、公式アプリさかきコネクトを活用し、手話言語条例の内容や手話への理解の重要性について広く町民の皆様にお知らせし、周知、啓発活動の充実を図ってまいります。

また、毎年９月２３日は手話言語の国際デーとされていることから、手話言語によるコミュニケーションを通じて、関心と理解を一層深めることができるイベントの開催を９月下旬に計画したいと考えております。

また、今後町で主催する講演会等のイベントにおいては、手話通訳者の配置を積極的に進め、これにより聴覚障がい者が様々なイベントに参加できる機会を保障するとともに、聴覚障がい者以外の方へも手話が言語であることの理解と啓発を図ってまいります。

さらに、このような手話通訳の配置に関しましては、人材の育成、確保が必要となるため、引き続き、千曲市と共同で手話奉仕員養成講座を開催し、手話を学ぶ機会を提供していくこととしております。

町では、条例に定める基本理念に基づき、手話及び聴覚障がい者等の理解の促進を図り、手話を使って安心して暮らすことができるまちづくりを推進し、聴覚障がい者の皆様が手話という言語を介して、社会のあらゆる分野に参加し、その個性と能力を十分に発揮できる環境整備に向けて、町民をはじめ、事業者等への理解促進など着実に施策を推進してまいりたいと考えております。

す。

9 番（山城君） ただいま町長より丁寧な説明をいただきました。やはり手話について、実際、あらゆる場面で手話をされている町長にはかなわないなと思ったところであります、正直言いまして。まだ、具体的な部分というのはなかなか、こんな行事をやるというのは9月23日付近ですかね。いわゆる手話の日と申すんですかね。その辺のイベントを企画しているに留まるということの理解でいいかと思うんですけれど、私からちょっと2点ほど再質問をさせていただければと思っております。

先ほども、私のほうからも幾つか具体例というか、方針、こんなのはどうだという例示もさせていただきましたが、例えば学校に関しては、なかなか授業等タイトになっている中ではありますけれど、子ども向けに限らないのかもしれないんですけど、そういったものは考えているか、いないか、考えているということになると思うんですけど、そういった企画も今後考えていくのかどうか。先ほど私のほうでも年間計画などは立てられているかということのをちょっと例示しましたが、その辺についても、ちょっとお聞きできればと思っておりますが、あともう1つのほうが重要で、当事者との交流、理解促進というものも今後必要なんじゃないかと。先ほど町長から人数のことをお話いただきましたが、ろう者や難聴者と地域住民が交流し、お互いを理解し合う機会の創出についてはどう考えているかというのもあわせて可能な限りお聞きできればと思っています。

再質問は以上です。

教育長（塚田君） 再質問にお答えします。

手話についての年間計画等ですが、今学校では特別に手話についてはやっております。しかし、障がいについて学ぶ、障がい者を理解していく、そして自分たちの生き方を考えていく、そういうことに関しましては、道徳または総合的学習の時間に対応しておるところです。

以上です。

福祉健康課長（鳴海さん） 再質問にお答えいたします。

当事者との理解促進ということでご質問をいただきましたが、町といたしましては、町が開催するイベント等において手話通訳者の配置を置きまして、手話の普及、派遣に努めていきたいと考えております。

町におきまして、今年度ですが障害福祉に関する計画の策定年度といったところから、障害者手帳等を所持する方に対象のアンケート調査を実施いたしまして、そこから一定の状況把握にはつながるものと考えております。

また、町には、先ほどお話にもありましたが、聴覚障がい者の団体がありません。そういったことから、町で開催するイベントにおいて手話通訳者を配置し、多くの方にご来場、ご参加いただく中で、そういったところでもご意見をお聞きしたいと考えております。

9 番（山城君） ただいま教育長並びに担当課長からのご答弁いただきました。

教育現場に関しては大変な状況というのは、私も学童の職員という立場もある中で、よく重々承知はしておりますが、町全体、あらゆる人たちへの普及啓発はもちろんですけど、小さい頃から、幼い頃からの障がいに対するハードルと云ったら語弊がありますが、壁をなくしたり、そういう状況をなくしていくというのは一番大事なことはないかと思って、教育長にはすみません、質問させていただきましたが、まとめになりますけれど、一つちょっと申し上げたいことがあります。

先ほど、オンテナの話の中で、たまたま、その経営フォーラムの休み時間中に千曲市の聴覚障がい者協会の方がいらして、手話カレンダーを販売をしておりました。その時に私に言った言葉があります。これはちょっと営業的な話になっちゃうんですけど、そのカレンダーをできれば多くの方に手に取っていただきたい。特に可能であれば、学校等へ販売というか掲示していただきたいという言葉もありました。私がその言葉を聞いた時には、教育現場としてアプローチしていただければ、それは各学校もしくは市町において検討されるんじゃないかと思うので、ぜひ話はしてみてくださいというふうなお答えはしました。

その後、約1年近くが経過しているので、実際どうなったか、私も後追いはしておりませんが、やはりその手話カレンダー、これは多分、多くの方がご覧になられているかと思うんですけど、そういったことだけでもお金はかかることですが、手話に親しむ、こういう手話があるんだ、先ほど町長もご自身の名前を手話でやっておりましたけど、やっぱり馴染みに、自分の身近に手話があるということが、まず、いの一番に大事な事なんじゃないかな。できないとかいうことではなくて、また手話奉仕員の話ですけど、私も今回条例が制定された後、町のホームページを見ましたら手話奉仕員の募集の記事がありました。残念ながら、私は奉仕員のところには応募はできませんでしたが、できるだけ何年かぶりにはなりますけれど、手話に親しむ時間、またはそういう場面は設けていきたいと思いながら、この質問をさせていただいております。まとめませんが、一応少しまとめさせていただきます。

今回の質問は、聴覚障がいの人を見たことがないという言葉を引きかけとして、町として理解促進の必要性を強く感じたことから行うものです。これはどの条例もそうですけれど、条例が形骸化することなく、町民一人一人がお互いを理解し合う地域社会を実現するために、町の積極的な取組を期待し、一切の質問を終わります。ありがとうございました。

以上です。

議長（中嶋君） ありがとうございます。

以上で、通告のありました9名の一般質問は終了いたしました。

本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りをいたします。

ただいまから明日１１日までの２日間は、委員会審査等のため休会にいたしたいと思います。
ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（中嶋君） 異議なしと認めます。

よって、ただいまから明日１１日までの２日間は委員会審査等のため休会とすることに決定いたしました。

次回は６月１２日午前１０時より会議を開き、条例案、補正予算案等の審議を行います。

本日は、これにて散会いたします。

お疲れさまでございました。

(散会 午前１１時１７分)